

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

井手町長 様

年 月 日

井手町移住支援金交付申請書

井手町移住支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性 別	生年月日
氏 名	⑨		年 月 日
住 所	〒		
メールアドレス		電話番号	

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

（1）单身・世帯

	单身	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1 の申請者は含まない）	人
	世帯	上記家族の人数のうち 1 8 歳未満の者の人数	人

（2）移住支援金の種類

	移住先就業 （一般）		移住先就業 （プロフェッショナル人材就業）
	テレワーク		起業
	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、井手町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
「農業振興事業費補助金交付要綱」に規定する移住支援金の受給の有無		A. 受給していない		B. 受給している
（移住先就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（移住先就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 井手町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 就業について		A. 週20時間以上の就業である		B. 週20時間以上の就業でない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の交付対象となりません。

4 移住前の住所履歴（移住する直前の10年間）

期 間	住 所
年 月 日～ 年 月 日	〒
年 月 日～ 年 月 日	〒
年 月 日～ 年 月 日	〒

5 東京23区への在勤履歴 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤 務 先 部 署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

7 添付書類

本申請書に、(1)の書類及び移住支援金の種類に応じて(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

(1) 共通

- ① 写真付き身分証明書
- ② 移住先の住民票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ③ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ④ 移住支援金の振込先の預金通帳の写し(金融機関名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名により、確実に振込可能となるもの)

(2) 移住先就業(一般及びプロフェッショナル人材)

- ① 就業先企業等の就業証明書(井手町移住支援金の申請用)(別紙3)
- ② 移住元で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) ※東京23区外に住所を有していた者のみ

(3) テレワーク

- ① 就業先企業等の就業証明書(テレワーク移住用)(別紙4)

(4) 起業

- ① 起業支援金の交付決定通知書の写し

(5) 関係人口

- ① 関係人口である旨の申出書(別紙5)

※必要に応じて、他の資料を求めることがあります。

管理コード(京都府及び井手町使用欄)	
--------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び井手町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。
ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に未成年世帯員だった者が、18 歳に達し、かつ、当該申請の日から 5 年を経過している場合を除く。
- 3 以下の場合には、井手町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に井手町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 井手町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に井手町以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される確認により、京都府及び井手町から現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※ 報告の求めに応じないことをもって、移住支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

別紙 2

京都府移住支援事業に係る個人情報の取扱い

京都府及び井手町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、京都府及び井手町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。